

雨水流出抑制の手引き－雨水排水計画協議について－新旧対照表

新	旧
第1章 総則 (略) 4) (略) ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成<u>及び同条第3号に規定する特定盛土等</u> ウ (略) エ (略) <u>オ</u> 駐車場（道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）の路面外に設置される自動車（同条第1項第9号に規定する自動車をいう。）の駐車のための施設（住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地において当該住宅の居住者の利用に供されるものを除く。）をいう。）の設置 <u>カ</u> 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、ア、イ、ウ<u>又はオ</u>に該当するものを除く。） (略) ○一体的な開発行為等の定義 一体的な開発行為等については規則第3条第2項において、次のように定めており、合計の面積が2,000㎡以上の場合には、協議の対象となる。	第1章 総則 (略) 4) (略) ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成_____ ウ (略) エ (略) <u>オ</u> <u>倉敷市埋立行為等の規制に関する条例（平成20年倉敷市条例第52号）第2条第2号に規定する埋立行為等</u> <u>カ</u> 駐車場（道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）の路面外に設置される自動車（同条第1項第9号に規定する自動車をいう。）の駐車のための施設（住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地において当該住宅の居住者の利用に供されるものを除く。）をいう。）の設置 <u>キ</u> 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、ア、イ、ウ、<u>オ又はカ</u>に該当するものを除く。） (略) ○一体的な開発行為等の定義 一体的な開発行為等については規則第3条第2項において、次のように定めており、合計の面積が2,000㎡以上の場合には、協議の対象となる。

(1) 開発行為に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による公告の日から1年以内に、当該開発行為の開発区域に隣接する土地について開発行為等を行う場合 当初の開発行為及び隣接する土地の開発行為等

(2) 宅地造成又は特定盛土等に係る宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第17条第2項の検査済証の交付の日から1年以内に、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行った土地に隣接する土地について開発行為等を行う場合 当初の宅地造成又は特定盛土等及び隣接する土地の開発行為等

(3) 墓地の造成に係る倉敷市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成13年倉敷市規則第109号）第11条の検査済証の交付の日から1年以内に、当該墓地に隣接する土地について開発行為等を行う場合 当初の墓地の造成及び隣接する土地の開発行為等

(4) （略）

(5) 駐車場の設置の工事の完了の日から1年以内に、当該駐車場に隣接する土地について開発行為等を行う場合 当初の駐車場の設置及び隣接する土地の開発行為等

(1) 開発行為に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による公告の日から1年以内に、当該開発行為の開発区域に隣接する土地について開発行為を行う場合 当初の開発行為及び隣接する土地の開発行為

(2) 開発行為と同時に駐車場、資材置場、畑等に利用する目的その他の主に建築物の建築又は特定工作物（都市計画法第4条第11項の「特定工作物」をいう。）の建設の用に供する以外の目的で当該開発行為の開発区域に隣接する土地の区画形質を変更する場合 当該開発行為及び隣接する土地の区画形質の変更

(3) 宅地造成に係る _____ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第17条第2項の検査済証の交付の日から1年以内に、当該宅地造成の造成宅地に隣接する土地について宅地造成 _____ を行う場合 当初の宅地造成及び隣接する土地の宅地造成

(4) 墓地の造成に係る倉敷市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成13年倉敷市規則第109号）第14条の検査済証の交付の日から1年以内に、当該墓地に隣接する土地について墓地の造成を行う場合 当初の墓地の造成及び隣接する土地の墓地の造成

(5) （略）

(6) 埋立行為等に係る倉敷市埋立行為等の規制に関する条例（平成20年倉敷市条例第52号）第17条の検査済証の交付の日から1年以内に、当該埋立行為等の事業区域に隣接する土地について埋立行為等を行う場合 当初の埋立行為等及び隣接する土地の埋立行為等

(7) 駐車場の設置の工事の完了の日から1年以内に、当該駐車場に隣接する土地に駐車場を設置する _____ 場合 当初の駐車場の設置及び隣接する土地への駐車場の設置

(6) 土地の舗装の工事の完了の日から1年以内に、当該舗装を行った土地に隣接する土地について開発行為等を行う場合 当初の土地の舗装及び隣接する土地の開発行為等

【一体的な開発行為等とみなさないもの】

「開発許可申請の手引き」の「一体的な開発行為の考え方」又は「盛土規制法 許可申請の手引き」の「一体的な工事（盛土等）の考え方」に該当しないもの。

(8) 土地の舗装の工事の完了の日から1年以内に、当該舗装を行った土地に隣接する土地の舗装_____を行う場合 当初の土地の舗装及び隣接する土地の舗装_____

【一体的な開発行為__とみなさないもの】

「開発許可申請の手引き」の「一体的な開発行為の考え方」_____に該当しないもの。